

751

285

恩給金庫の話

恩給金庫編



* 0007163000 *

0007163-000

751-285

恩給金庫の話

恩給金庫・編

恩給金庫


昭14

ABH

751
285

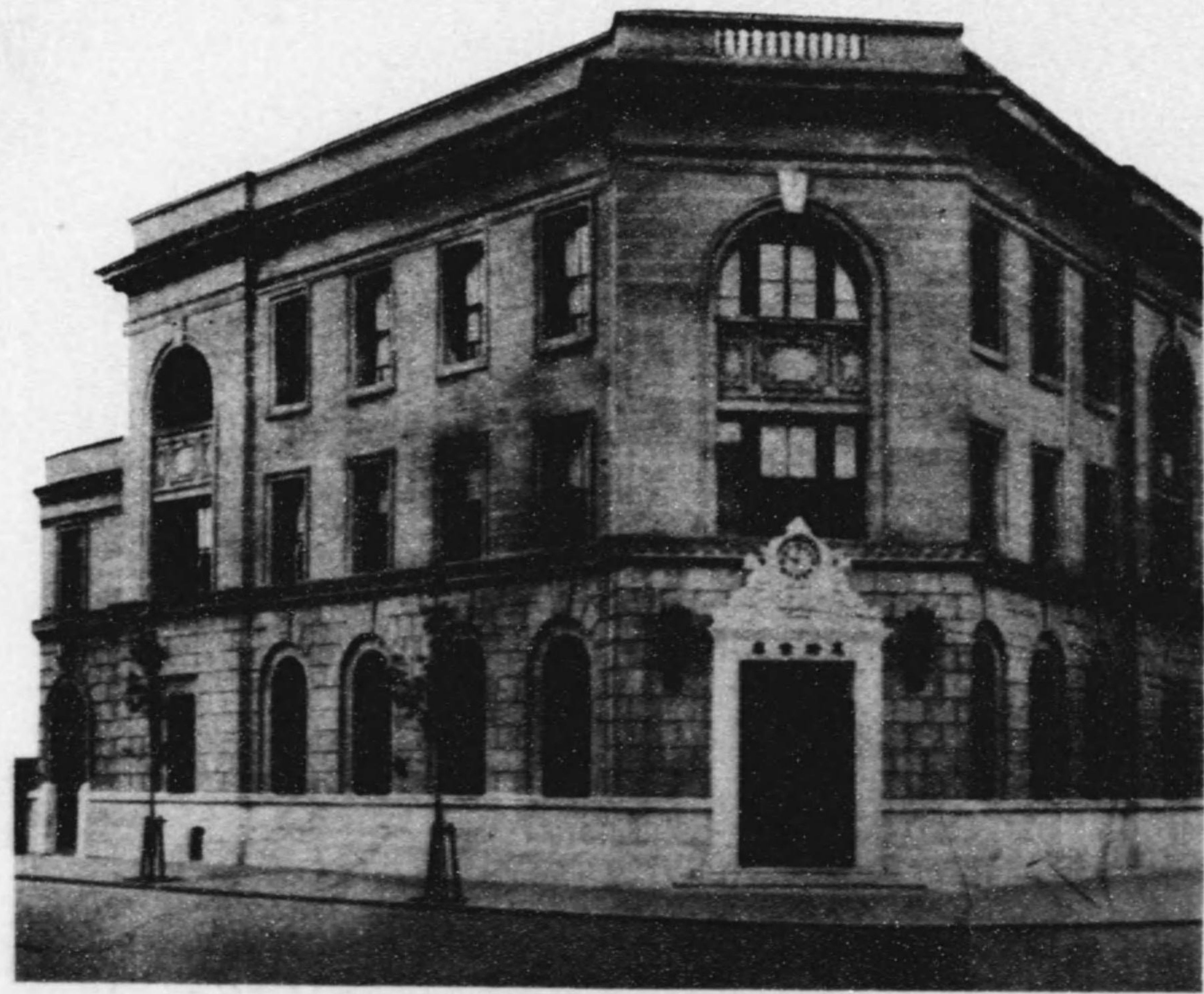
恩給金庫の話

恩給金庫





理事 伯爵 兒玉 秀雄



恩給金庫本店

目次

第一、恩給金庫誕生の経緯と其の性質……………一

第二、組 織……………五

第三、業務の種類と内容……………九

第四、恩給金庫利用者の恩典と特例……………二〇

第五、業 績……………二〇

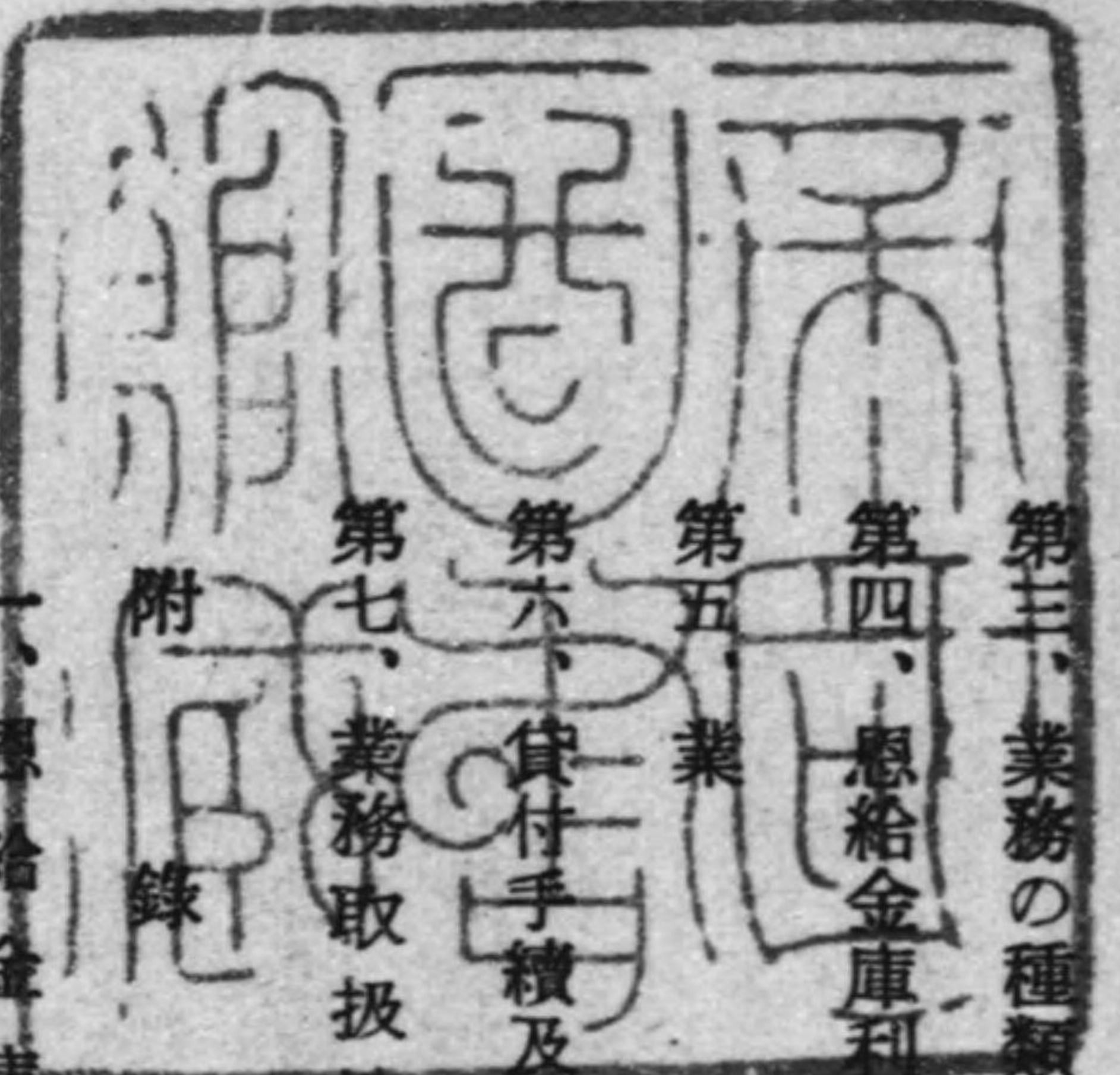
第六、貸付手續及寄託金引受手續……………二六

第七、業務取扱地域……………二六

附 録……………二六

一、恩給金庫法……………四〇

一、恩給金庫貸付約款……………五〇



105
788

一、定期受託金取引約款……………五
 一、特別當座受託金取引約款……………六
 一、恩給法抄……………六
 一、官内省恩給令抄……………七
 一、國有鐵道共済組合規則抄……………七

恩給金庫の話

第一、恩給金庫誕生の経緯と其の性質

恩給金庫は恩給又は年金受給者に對する福利増進の機關である。



抑々恩給は官吏、軍人、教育職員又は警察、刑務所職員其他公吏等國家又は地方自治體に職を奉じ、一定の期間在職して退職したる者、又は公務の爲め不具廢疾となりたる者、或は其の遺族に支給せられるものである。又勳章年金は金鷄勳章年金と旭日勳章年金との二種あつて、前者は金鷄勳章に附隨して武功拔群なる軍人に賜はり、或る期間其の遺族にも支給せられるものであり、後者は旭日勳章を賜はつた者の中、特に勳功ある者のみに對し終身給せられるもので、何れも其の實質に於ては國家又は自治體の恩典である。故にこれを受給者の一身に專屬させて始めて恩給、年金給與の目的を達する性質のものであるから、之を他人に讓渡するを得ないことは勿論、債權の擔保に供するが如きことは從來法律の許さない所であつたのである。これ素より恩給又は年金の本質上然るべきことであるが、一面國家に對する功勞者たる受給者又は其の遺族を保護する趣旨からであると

思ふ。併しながら、人間生活の實相は、恰も船舶の渺茫たる大洋の航海に於けるが如く、仲々に家計豫算の建前通りに行かず、兎角風雨波瀾に遭遇することが多く、終始坦々たる鏡の如き水面のみの航海を続け得るものではない。其の間に家人の病氣其の他種々の事情が起つて、所謂不時の失費を必要とする不運に遭遇するのである。かゝる際に於て、恩給、年金受給者は、縦令之を唯一の收入とはしないにしても、主要なる収入としてゐる人が多く、生活費に弾力性が乏しいから、脊に腹は代へられず、脱法的行爲であるとは知りつゝも、つい之を引當として、恩給證書や年金證書を提供して、金融業者から融通を受け、一時の急を凌ぎ、苦境を打開せんとするに至ることは、人情の然らしむる所であらう。かゝる不運に遭遇した人に對しては、寔に同情に價する次第ではあるけれども、素より國法の禁する所であり、且又制度の本旨に副はないことであつて、殊に一度此の種の窮策を採ると、其の復舊は到底容易の業でなく、殆ど其の人の一生涯、給與證書が我手に戻らぬと云ふ悲惨な状態となるものも尠なくない、其の甚だしきに至つては、次の扶助料受給者にまで、累を及ぼすこととなり、遂には争訟に訴ふると云ふ忌まはしくも見苦しき事例を惹起するに至り、其の數は年を経るに従つて増加し、殆んど所謂公然の秘密として行はれ、金融を受くる者實に約十萬

人の多きに達し、其の金額一億圓を下らぬ巨額に上るものと觀られるに立ち至つたのである。

以上の如き情勢となつたに就ては、之が對策に關し、既にかなり以前から朝野識者間に問題となり、論議研究されたのであつたが、其の結果は何等か特別の法律を制定して、特殊の機關を設け、この機關に之を集中して其の統制を圖るに如かず、との結論に達したのであつたが、種々の事情の爲め其の實現を見るに至らなかつたのである。而して昭和十二年第七十議會には愈々成案を得て先づ衆議院に提出したのであるが、審議半にして議會は解散となつた。然るに其の後間もなく今回の支那事變勃發して、我國は抗日容共の蔣政權を膺懲し、之を撲滅して以て、東洋平和の確立を期せんとし、奮然立つて聖戰の師を起したのであつて、言ふまでもなく、長期戰時體制に入ることゝなつたのである。之が爲めには國民總動員の覺悟を以て堅忍持久、軍需資源の自給自足を圖ると共に、出征將兵諸氏をして毫も後顧の憂なからしめ、且つは又、戰線に於ける將兵の一方ならぬ勞苦を思ひ、牢乎たる銃後の護を備へて、時艱の克服に邁進せねばならない。この時期に當り苟も國內諸施設の上に、萬遺漏なきやう努めねばならない關係から、恩給、年金受給者に對する金融並に其の福利増進機關の設置の必要性は愈々高まり、この上遷延することを許さない情勢となつたので、政

府は再び恩給金庫法案——即ち官民合同出資に依る特別の機關を設立して、之を國家の嚴重なる監督の下に置き、恩給、又は年金に對する擔保金融の獨占權を附與し、從來世上に行はれたるものを之に肩替りすることを得せしむると同時に、其の他の受給者にして經濟生活に逼迫せるものに對し低利金融を圖つて、行詰りを打開せしむる外、積極的に給與金の代理受領及其の寄託の引受、並に、恩給年金に關する限り一切の相談に應じて受給者の利益の爲め適正妥當なる方法を講じ、其の他百尺竿頭一步を進めて受給者に對する保健、醫療施設等、物心兩方面より受給者の福利増進に寄與せんと趣旨を以て業務の取扱を爲す特殊機關の組織及機能を規定したるもの——を昭和十三年第七十三帝國議會に提出したのである。本法律案に就ては同議會に於て種々の議論もあつたが、充分なる審議を盡された結果可決、昭和十三年四月一日の官報を以て公布され、直に之が設立準備委員會を設けて着々其の實現を急ぎ、遂に其の六月二十五日に至つて恩給金庫の成立を見、七月一日より愈々業務開始の運となつたのである。即ち恩給金庫は銃後施設として、國策の線に沿ふて出來上つた所の特別法に基く、特殊の、公益的、法人であつて、恩給、年金受給者の福祉を圖るを以て終局の目的とし、政府の特別監督の下に、且つ關係官廳と連絡を保つて業務の執行を爲す所謂半官半民の特殊の機關である。

第二、組 織

以上大略、恩給金庫設立の経緯、及其の趣旨機能の概要に就て述べたが、更に同金庫内部の組織に就て説明を試みよう。

資本金……は三千萬圓であつて、其の内五百萬圓は政府に於て出資し、殘餘は民間、特に主として公益的團體——例へば陸海軍の共済組合、國有鐵道共済組合、逓信共済組合、陸海軍義濟會等々——に於て引受け、尙百萬圓（一口を百圓とし、一人十口以上、第一回拂込は五分ノ一）は一般募集としたのであつたが、應募申込は殺到して、受付第一日の午前を以て締切とするの已むを得ざる盛況を呈した次第である。かくして應募決定の出資者は團體を併せて五百餘名に上つたのである。

貸付資金の調達……資本金は前述の通であるが、無論これだけを以ては、到底金融の需要を満たすものでなく、數年後の將來を豫想するときは、其の十分の一にも足らざるものであるから、他に資金調達途が拓かれてゐるのであつて、それは借入金爲し得ること、資本金の十五倍まで恩給債券を發行し得ることである。恩給債券は未だ發行して居ないが資金は潤澤であつて、事業執

行上資金に些しも心配はないのである。

役員……は金庫理事者として理事長一人、理事三人以上及監事二人以上を置くこととなつてゐて、何れも政府の任命で、其の任期は理事長及理事は三年、監事は二年である。そして現在就任せる人は

理事長	貴族院議員 伯爵 兒玉秀雄
理事	同、陸軍主計中將 三井清一郎
理事	高木三郎
理事	鈴木徹雄
監事	海軍主計中將 加藤亮一
監事	日本興業銀行總裁 寶來市松

の諸氏である。

右理事者の外に評議員二十人以内を置き、主務大臣之を命ずることとなつてゐるが、之は關係官衙の高等官、貴衆兩院議員及實業團體理事者等現在は二十名で、之等の人々を以て毎年一月と七月の定期の外、必要に応じて随時に評議員會を開催し、金庫の業務經營に關する重要事項に付理事長

の諮問に應じ、又之に對し意見を述べる機關となるのであつて、名譽職とし、任期三年となつてゐる。

尙組織に關して一言を要するは、恩給金庫監理官と出資者總會に就てである。

恩給金庫監理官……は金庫内部の役員ではなく、政府に於て金庫の業務を監視せしめんが爲め、主務大臣に於て任命した官吏であつて、この官吏は金庫の業務及財産狀況を検査し、又金庫の諸般の會議に出席して意見を陳述することを得るのである。

出資者總會……形に於ては恰も一般株式會社に於ける株主總會に類するものであるが、其の權限に於ては、前に述べた所の評議員會なるものがある丈に、株主總會とは自ら異なる所があり、理事長に於て特に必要と認めたる場合に於て之を招集することとなつてゐるのである。

事務所……主たる事務所を東京に置く外、主務大臣の認可を得て必要の地に從たる事務所を設置し、又は官廳其の他の機關に、金庫業務の執行に關する事務の一部の取扱を委託することも出来るのであるが、現在は本店支店及出張所を左の個所に設置し、後段の委託取扱所は未だ設置の運になつてゐないのである。

八

本店 東京市京橋區新川一丁目五番地
 大阪支店 大阪市東區南玉造町七番地ノ一
 名古屋支店 名古屋市中區新榮町三丁目二九番地(陸田ビル内)
 廣島支店 廣島市袋町一番地(明治生命ビル内)
 福岡支店 福岡市下土居町三番地 博多ビル内)
 仙臺支店 仙臺市國分町一七四番地(富國館内)
 臺北支店 臺北市明石町二丁目一番地
 京城支店 京城府竹添町一丁目九〇番地
 大連支店 大連市西公園町一七九番地
 四谷出張所 東京市四谷區傳馬町二丁目二六番地
 横濱出張所 横濱市中區本町通五丁目四九番地
 小倉出張所 小倉市大字大坂町八丁目一〇四番地ノ一
 鹿兒島出張所 鹿兒島市金生町九番地
 小樽出張所 小樽市色内町七丁目五六番地(北海道拓殖銀行ビル内)
 臺南出張所 臺南市清水町三丁目一番地

尙是等の取扱機關は、事業の増進及發展に伴ひ將來順次増設する見込である。

第三、業務の種類と内容

次に如何なる業務を取扱ふかと云ふに、恩給金庫法の規定する所は次の項目となつてゐる。

- (一) 恩給法に依る恩給を擔保とする貸付
- (二) 勳章年金を擔保とする貸付
- (三) 恩給法以外の法令(地方公共團體の條例を含む)に依る恩給を擔保とする貸付
- (四) 恩給及年金の代理受領並に受領したる金錢の寄託の引受
- (五) 前各號の業務に附帶する事業

而して恩給は裁定前と雖も給與を受くべきことの確實なるものに付ては、之を擔保として前記の裁定後に爲す貸付標準金額の半額迄を限度として、貸付を爲すことを得ることとなつてゐる。尙之等に就き貸付、給與金寄託の引受、代理と相談とに區別して説明すれば次の通である。

一、貸付

貸付には一般貸付と特別貸付との二種類を設けてゐる。

イ、一般貸付

從來恩給扶助料又は勳章年金を擔保に供すると云ふことは禁止されてゐたが、今回恩給法が改正されて、恩給金庫に限り特に之が認められたことに就ては前既に述べた所であるが、其の後續いて、宮内省の恩給、地方自治團體の恩給等順次之を認めることに改正されたのである。其の貸付金額は給與年額の五分以内、一萬圓迄の範圍に於て、其の年齢、健康狀態等に依つて成るべく受給者の希望に副ふやう、貸付額を決定するのであるが、其の貸付金高は、利子年六分の現價計算——それは契約の年限が來れば、其の間に金庫が給與金を受領して、其の受領した給與金で利子と元金と全部が皆済となるやう豫め數理的に計算した金高を元金として貸付ける——の方法に依つてゐるのである。

ロ、特別貸付

これには又裁定前の貸付と短期貸付との二種がある。

裁定前貸付……と云ふのは、元來恩給や扶助料は、之れを受ける資格が付いて、其の交付を裁定廳に請求しても、裁定廳に於ては之を調査するに仲々容易のこととなく、自然相當の日數を要するから、證書が交付されるのは可なり遅いものと見なければならぬ。併し、請求者は

其の間に思ひがけない不時の出來事が惹き起つて、證書の交付まで待てぬと云ふやうな境遇に際會しないとも限らない。かゝる場合を慮つて設けた方法である。即ち恩給證書又は扶助料證書下附前と雖も貸付ることが出來ると云ふ意味のものであるから、特別貸付と名付けたのである。言ひ換ふれば、この方法は恩給なり扶助料なりが下附されることは動かぬ所であるにしても、未確定である恩給に對して貸付けるのであるから、そこに前記の一般貸付とは異つた條件が付せられねばならない。その條件と云ふのは、

- (1) 増加恩給と傷病年金とは裁定官廳に於て給與確實と認められたものに限ること。
- (2) 其の他の恩給や扶助料は、裁定官廳か、又は恩給請求書經由の最終の官廳に於て、給與されるものが確實であると認められたものに限ること。
- (3) 前二號とも、其の貸付額は、それが證書下附後の貸付、即ち一般貸付であつたならば如何程迄貸付けべきであるかを見積り、其の見積額の半額以内であること。

短期貸付……恩給又は勳章年金の一期未滿の給與金の貸付である。恩給は一年分を四期に、又勳章年金は二期に分け、後拂で給與されてゐる關係上、給與期日を待てない少額金融を望む

向に對する便宜を圖る趣旨を以て設けた所の、云はゞ立替前貸とも稱すべき便法である。即ちこの貸付は、其の支給日が來れば直に完済となる極めて短期間の貸付である。従つて補償料を徴せず其の利子は日歩計算とし、百圓に付一日一錢七厘の割合に依つて計算することゝなつてゐる。

以上貸付の種類に就ては大體云ひ盡したが、尙貸付に就て記述を要する事項がある。それは貸付に當つて補償料を徴すること、生命保険金請求權を副擔保とする場合並に追加貸付に就てゝある

補償料……恩給金庫の貸付は、其の借受人の恩給、扶助料又は年金を擔保とするのであるが、この擔保權は借受人本人の恩給、扶助料又は年金に限るのであつて、其の遺族の扶助料に及ぼさないものである。この點に一つの特徴を持つてゐると稱してよいと思ふのであるが、併し、それが爲めには自然金庫に於て損害を生ずる場合のあることを豫期しなければならない。例へば、貸付期間中に、借受人たる恩給受給者又は年金受給者が死亡するか、又は借受人が扶助料受給者であつた場合に、其の人が結婚したとか、或は他へ離籍したとか等に因つて、受給權が消滅し、貸付金の辨濟を受けることが出來なくなると云ふ危險が多分に存在する譯である。この損失に對しては、年六分の貸付

利子丈では到底補へないのみならず、この損失補償と云ふことは、貸付利子と全然性質を異にしてゐるから、之を含めて利子を高めることは、不穩當である。殊に死亡に對する危險は、借受人の年齢に應じて異なるから、利子と離れて考慮しなければならない。これが即ち補償料の生れた所以であると同時に、貸付に際して一度に徴收する理由である。そしてこの補償料を徴收する理由を爲す所の危險は、前に例示した通り、借受人の生命に對するものと、生命以外の出來事に對するものとの二つであつて、其中、生命に對するものが、生命以外の出來事に對するものよりも餘程大であり、而も年齢に依つて危險率を異にするから、従つて補償料も亦之に應じて異なる譯であるが、其の額は内閣統計局調査の死亡率を基として、數理的に算出決定したものである。

生命保険金請求權擔保……前述の通り、補償料は少額とは云へ、貸付に當つて一度に之を徴收し、そして其中、生命の危險に對するものが、生命以外の出來事に對するよりも多分を占めてゐるから、若しこの部分を他に保證する方法があり、之に依つて補償料の一部を輕減し得るものとせば、借受人をしてそれ丈手取金を多からしめ、利便を供與することゝもなるので、借受人自身が被保險者となつて、生命保険契約の締結あるものは、其の保険金請求權を附帶擔保と爲し得ることゝし、

之を提供する場合の補償料は年齢の如何に拘らず、貸付額の百分の一に軽減することゝなつて居る。但し以後其の掛金を金庫に於て立替拂込を爲す場合は、其の立替金に對し年四分八厘の利子を徴し、立替元金及利子は貸付金完済後の恩給給與金より回収するのである。従つて恩給證書が借受人の手に戻るのほそれだけ遅れることゝなるのである。

追加貸付……一とたび或る程度の貸付を受けた人が、契約年限の終了に至らない間に、更らに金融を受ける必要が起らないとも限らない。この場合に於て再貸付をしないと云ふことは、受給者をして尠からぬ困難に陥らしめることゝなるから、事情止むを得ぬ人の爲めに追加貸付の制度を設けたのである。その貸付限度は最低額を一期給與金の確定年金現價とし、又最高額を前貸付と追加貸付との合計額が當該受給者に對して貸付け得べき最高額の範圍内といふことにしてゐるが、成るべくは、三期經過後二期分を、又二期經過後一期分を貸付けるといふやうに、順次貸付残額を減じて行き、早く恩給を本然の姿、即ち證書が本人の手に戻るやう努めてゐるのである。尙前記趣旨からして、追加貸付申込の際の年齢が六十五歳以上であつた場合は、それが完済となる迄追加貸付を見合すことゝしてゐる。但し生命保険金請求權を副擔保とする場合は例外のあることを記憶され

た。

追加貸付金に對する補償料は、追加貸付の時に於ける借受人の年齢に應じて、追加貸付の完済に至る迄の期間に相當する補償料を算出して、その額から、前貸付の完済になる迄の期間に相當する補償料を控除した額とし、之を追加貸付の際申受けるのである。又前貸付に對する生命保険料の立替金のあるときは、其の立替金の限度内に於て貸付の結果延長される期間中に拂込むべき保険料に相當する金額を追加貸付金交付の際辨済を受けることゝしてゐる。

二、給與金寄託の引受

恩給、年金受給者が其の給與金を受領するには相當の手續を要するのである。國庫支辨のものは郵便局より受領し、其の郵便局は全國津々浦々にまで普及して一萬有餘の多數に上つて居るから、何れの地に在住する受給者も、手近な所に郵便局の設けがあつて、距離の點に於ては不自由はないにしても、後に述べる通り隔年一回受給權調査票の提出を要するのである。殊に地方費支辨のものにあつては、現住地市町村長の受給權證明又は現住證明を得て支給請求書を當該支給廳へ郵送し、それから相當の時日を経て始めて送金の手續が執られ、多くは銀行拂であるから、小切手に指定さ

れた銀行迄足を運んで現金を受取ると云ふやうに、每期相當の費用と、手數と、日數とを要するのである。恩給金庫は曩に其の成立の経緯に於て述べた通り、貸付のみを以て本旨とするのではなく、要は恩給生活者の福利を企圖し、恩給の保全と其の利用を有効ならしめんとするにあるのであるから、受給者にして他に生活資料の所得ある人は申すも更なり、縦し之が無き人と雖も、金庫に於て之を預り、受給者の爲めに利益を圖るの制度を設けたのである。其の一つが即ち給與金寄託の引受であつて、之には定期寄託と特別當座寄託との二種がある。之等は受給者に對し利用するやう最も勧誘したい事柄である。

定期寄託……恩給扶助料又は年金證書を金庫に預り、金庫に於ては其の給與金を代理受領し、其の受領した金額を本人の爲めに年、三分五厘の利子を附して積立て行く方法であつて、恰も普通銀行に於ける定期預金に比類し、一支給期の給與金毎に、一年以上据置とし、毎一年目の期日に至つて利子を元加し、自後複利計算に依つて利殖を圖るのである。而して据置期日到来せば、指定の場所へ送金することをも取扱ふ外、寄託中は金庫の負擔に於て受給權調査票（戸籍謄本及同抄本を戸籍吏より交付を受けること並に、其の料金を併せ）提出手續一切を、サービスとして執り行ふのである。

る。

特別當座寄託……これ亦恩給扶助料又は年金證書を預つて、其の給與金を代理受領し、其の受領した金額を本人の爲め積立て、行き、利殖を圖ることは前項の定期寄託と變りがないが、本項の寄託は恰も普通銀行に於ける特別當座預金に匹敵し、金庫に於ては寄託金通帳を發行して之に其の寄託高を表示し、引出を自由とすること及殘高十圓以上に對し、日歩百圓に付、六厘の割合を以て利子を附し、毎年六月と十二月の決算期に於て元加し、複利計算を以て利殖されて行くのである。そして裁裁定廳に對する受給權調査票の提出等、一切金庫の負擔に於て之を行ひ、受給者には費用と手數を懸けぬこと及引出に際しては指定の場所へ送金すること等は前項の定期寄託に於けると同一である。

要するに定期寄託も特別當座寄託も共に、この利用者は證書を亡失したり、火災又は盜難に罹つたりする惧もなく、安心して給與金を我が有とし、而も不知不識の間に利殖し得ると云ふ一石二鳥の便益を得るのである。

三、代理と相談

受給者の爲めの便益供與の他の一つとして、代理と相談業務の取扱がある。そして代理業務の中

には、恩給、扶助料又は年金の單純なる代理受領と其の他の代理、例へば、恩給又は扶助料の請求勳章年金の繼受又は遞受出願、受給權調査票の届出代辨などであり、又相談業務と云ふのは、例へば債務の肩替り相談、或は又受給者と債權者との間に立つて解決に斡旋、其の他貸付に關係の有無に不拘、恩給、扶助料に關する限り何事に依らず、一切の相談に應ずるのである。

代理受領……人に依つては旅行又は病氣等の爲め、自ら給與金を受取るに困る場合もあるであらう。尙前に述べた通り、地方廳支辨のものは、其の受取に手數と費用と時日を要し、其の受取方の手續に困る人もあるであらう。之等の人々の便宜を圖り、恩給證書を預つて其の給與金を代理受領し、受領即時に本人に送金するのであつて、全然無手数料で、受給者利便の爲のサービスである。

其の他の代理……退官又は退職の際、恩給を請求する場合は、所屬官廳を経由するから、多くの場合左まで面倒もなく問題の起ることも稀であるが、扶助料になると、多くは其の資格者が其の途に不案内で、請求に困難するは極めて有り勝なことである。勳章年金の繼受（年金受給者が死亡したときは一年間——受給期間が本人と遺族を通じて五年に満たぬときは五年に滿つるまで——遺族に引續き賜與されること）又は遞受（繼受者が繼受期間中に死亡したときは、残りの期間を次の順

位の遺族に賜與されること）の願出に至つても同様である。

又恩給法に依る恩給又は扶助料は其の支給を繼續し差支なきや否やの調査を、昭和九年以來積極的に開始されたのであるが、之は從來婚姻、離婚等に依つて既に受給權消滅の原因發生せるに拘らず、本人の申出なき爲め誤つて支給を繼續、後日に至つて之を發見し、遡つて支給を取消さなければならぬ場合の生じたもの甚だ多く、其の整理に困難した事例に鑑み設けた方法であつて、隔年一回（偶數年のものもあれば又奇數年のものもあり、そして調査期は恩給は一月、扶助料は七月である。）受給者より戸籍謄本（扶助料受給者）又は同抄本（恩給受給者）を、調査票なるものに添へて徵收することとし、そしてこの調査票なり戸籍書類なりを提出しないものに對しては、其の提出あるまで一時支給を差止めるのである。然るに受給者はこの事あるを知らず、又知つて失念するもの甚だ多く、支給差止に逢ふて漸く氣付くと云ふ有様である。

前記の如き受給者の其の途に不案内な事柄とか、又は失念し易き事柄に就て、金庫は豫め其の依頼があれば、又或はかゝる事件に遭遇して如何に始末すべきやに困つた場合に於ける申出あれば、夫れ／＼受給者に代つて手續を執るのであつて、要するに事前の豫防と事後の處理共に取扱ふので

ある。尤もこの場合に於ては、それに要したる實費、例へば戸籍謄本徴收費とか送金費の如きは受給者より申受けることとしてゐる。

其の他一切の相談……受給者が如何にして舊債を肩替りすべきか、又裁定前借入を受くる必要生じたる場合に於て如何にすべきか、等一切の相談に應ずるのである。金庫に於ては之等の途に精通せる適者を配置し、受給者に對し最もよき伴侶となり、相談相手となつて、所謂適正妥當なる方法を考究し、最も親切丁寧に代辨の勞を執り、サービスを提供してゐるのであるから、受給者は何等の懸念なく利用さるべきであらう。

第四、恩給金庫利用者の恩典と特例

恩給金庫は時局の國策の線に沿ひ、銃後施設の一として、恩給受給者を其の對象とした一種の社會事業たる公益的性質を負ふて成立したものであることは、前既に述べた所である。この性能よりして利用者に對し一、二の特點が附與されてゐる。

借用證書の印紙税免除……先づ特筆すべきは貸付業務に關する書類に印紙税を免除されてゐることである。金銭貸借の契約を締結するには、其の金額に應じて書類に相當額の印紙を貼付證明しな

ければならないのを一般としてゐるが、金庫利用の場合は特に免除されることになつてゐる。是れ實に國家的公益的立場にある恩給金庫の趣旨に依りたるものである。

福祉事業の利用……恩給金庫は其の公益性に鑑み、恩給、年金受給者の爲めに、或は健康相談所、診療所と云つた様な保健、醫療施設、或は母子養育所其の他育英事業、尙進んでは恩給會館の設置にまでも伸展せんとの意氣込である。併し之は將來の事に屬し、今は未だ開業日尙淺きを以て具現には至つてゐないが、其の實施の易きものより着々準備調査を進めてゐる。之等實施の曉に於ては、受給者の福音となるであらうことを期待する次第である。

恩給金庫福利通信……尙福祉事業の一として目下「恩給金庫福利通信」なるリーフレットを發行し、以て恩給、年金に關する知識の普及並に恩給生活者の家庭の參考となるべき記事を掲載して、關係筋のよき讀物たらしめんとして居るのである。

從來の擔保解消の猶豫と肩替の特點……前にも述べた通り、恩給、扶助料又は年金證書を擔保として、借財を爲すことは、從來禁ぜられてゐた所であるが、昭和十三年三月恩給法中一部改正に際し違反者に對する制裁として給與金の差止を行ひ得ることとなつたが、多年所謂公然の秘密として

盛に行はれてゐた恩給擔保金融の實情に鑑み、今遽かに之等の全部に制裁を加へるやうな處置を採ることは、債務者たる受給者の困憊を來すのみならず恩給金庫をして逐次肩替整理を行はしむる事務上の便宜より見るも過去に於て擔保金融を行へる受給者の爲めに一定の猶豫期間を與ふるを可とする意見もあつたので政府は議會修正に同意したのである。即ち昭和十三年恩給法中改正法律に於て、其の第十一條第一項に、恩給を受くるの權利は之を讓渡又は擔保に供することを禁じ、其の但書に於て恩給金庫に供する場合に限り之を許し、同條第二項に於て之に違反したるときは恩給の支給を差止める旨を規定したのであるが、同法附則第一條第二項に於て「第十一條第二項の規定は恩給金庫設立後三年間之を適用せず」とし、この間に於て從來の擔保を解消して受給者の手許に取戻すか、又は恩給金庫に肩替するかの猶豫を與へたのである。

前記猶豫と相俟つて、恩給金庫事業開始の際、從來社會事業團體又は産業組合等に於て、生命保険金請求權を副擔保とし、恩給又は年金の支給金の代理受領を爲し、元利償還に充つる方法を以て貸付を爲したるものを、恩給金庫に於て肩替貸付する場合に限り、第三「業務の種類と内容」に於て、述べたる貸付限度、即ち恩給年額五年分の制限に拘らず、之を越えても亦便宜取扱を爲し得る

特例を開いたのである。

第五、業 績

以上を以て恩給金庫の業務の内容に就ては其の概要を記述し終つたと思ふのであるが、最後に、金庫開業以來の業績、即ち昭和十三年七月一日より同十二月に至る六ヶ月間の取扱高を示すならば、大略次の通りであつて、貸付件數實に三萬二千七百餘件、其の金額三千八百九十一萬餘圓の多額に上り、寄託の引受、並に各種代理其の他相談業務も亦大繁昌の盛況を呈し、何れも豫期以上の好成績を收め、且つ利用者は皆好感を以て依囑してゐる。惟ふに恩給金庫の設立は未だ充分に周知されるまでには至つてゐないであらうと思はれるにも拘らず、開業早々にして尙且つ此の如き好成績を擧げてゐる點より推し、將來に於ては、其の周知と相俟つて、利用者の數は恐らく加速度的に増加すべく、事業の發展は期して待つべきものあることを確信して居る次第である。

一、貸付状況

月別	新規貸付		肩替貸付		合計	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額
七月	一、八〇八	一、八三三、三三三	三、一八二	五、三三三、〇一八	四、九九〇	七、〇八八、二八一
八月	二、二七七	二、八三三、四七五	四、四八二	六、三九八、八三九	七、四六九	九、一三三、三一四
九月	二、一〇一	一、二二二、七二二	三、二二二	四、一〇〇、七二七	五、三二七	六、〇二八、三三三
十月	二、二二八	二、〇〇八、二二二	二、二〇一	三、八〇〇、〇〇〇	五、〇二九	六、〇〇九、五七七
十一月	二、二七七	二、三三三、三三三	二、四八二	三、三三三、三三三	五、〇〇七	五、六五四、二二二
十二月	三、七六八	三、六六六、〇〇〇	一、二二八	一、三三三、三三三	四、八八六	五、〇〇〇、〇〇〇
計	二、五三〇	二、五〇〇、〇〇〇	一、三三三	一、三三三、三三三	三、八六三	三、八三三、三三三
一ヶ月平均	二、五三〇	二、五〇〇、〇〇〇	二、八八九	三、九八四、〇八五	五、四二九	六、四八六、二九二

二、代理、相談其の他寄託の引受取扱状況

(一) 恩給生活に關し善處方相談に來訪懇談を爲せるもの (昭和十三年十二月末日迄本店扱分) 一、〇五九件

内 譯

- (1) 舊借替方法に就き懇談、斡旋せるもの 七四二件
- (2) 一般貸付に關し懇談世話せるもの 一六〇件
- (3) 年金の繼受許可其他未受領給與金受領方等に關し來談了解を與へたるもの 八三件
- (4) 裁定前貸付方申出に依り關係廳と照復處理せるもの 三一一件
- (5) 恩給又は扶助料請求、或は恩給年額更正等に關し來談世話せるもの 四三三件
- (二) 文書を以て舊借替方等に就き來照あり回答了解せしめたるもの 六、二三三三件
- (三) 各種請求等を代理處理せるもの 一、二二三三件

内 譯

- (1) 扶助料請求、死亡届其他承認書下付申請等を代辨せるもの 三六六件
- (2) 受給權調査票代理提出方の依頼を受けたるもの 八七七件
- (3) 恩給給與金の代理受領の委託を受けたるもの 五五件
- (四) 恩給給與金の寄託を受けたるもの 八七〇件

第六、貸付手續及寄託金引受手續

以上に依つて恩給金庫の何物なるかは大體説明したと思ふが、扱てこれから少しく細目に入つて、主要業務たる貸付手續と寄託金引受手續とを説明しやう。

一、貸付手續

貸付の種類に、一般貸付と特別貸付との二種あることを前に述べたが、此の種類異なるに従つて貸付手續にも多少異つた點があるが、先づ一般貸付に就いて述べることにしやう。

借入を爲さんとする人は、先づ其の申込を爲さなければならぬが、其の申込書用紙は金庫所定のものを用ひなければならぬ。其の用紙は金庫本店、支店、出張所に備へてあるから、同所に就て要求(書面を以て要求してもよい)すればよい。尤も其の書き方は、借受人の次第に依つては多少複雑する場合もあるから、借受人本人が自ら金庫に出頭した方が便利であり、場合に依つては金庫に於て或る部分を代書もして呉れる便宜がある。

こゝで特に注意を要するは、借入申込は必ず本人直接でなければならぬことである。仲介者のあることは、行違の出来るもとであり、御本人の爲めに不利益となる場合の多いことを慮り、金庫

に於ては堅く斷ることとなつてゐる。若し借受人が病氣又は遠隔の地へ出向中とかで、自身出頭の出来ない已むを得ない理由のあるときは、本人の親族に限つて代人を認めるが、併しこのときは親族である事實の判る書類、例へば戸籍謄本の如きを以て證明し、委任狀を差出さなければならぬのである。

「差出を要する書類」

イ、前述の申込書の外向次に示す書類を出さなければならない。

ロ、恩給、扶助料又は年金證書

ハ、扶助料ならば申込前一ヶ月以内に戸籍吏の作つた戸籍謄本(扶助料以外の場合でも成るべく戸籍の抄本か又は謄本を差出すと、金庫に於ける諸種の調査に便宜を與へ、自然借入進行を早めることが出来る)。

ニ、申込前二十日以内の日附の印鑑證明書(市町村役場に印鑑届のしていない人は、更めて之を届出で、證明書を貰ふべきである)。

ホ、申込者が妻のときは、戸籍謄本と夫の同意書。

又未成年者、禁治産者のは、戸籍謄本、但し母が親権を行ふ場合及び後見人の場合は、裁判所の親族會招集決定謄本及び親族會の同意書。

又準禁治産者のときは、戸籍謄本と保佐人の同意書。

へ、本人出頭の出来ない場合に代人申込のときは、前に述べた親族たることを證する書類と委任狀並本人の現在の身體に就ての醫師の健康診斷書（成るべく詳細の事項を具備したもの）及び本人の戸籍謄本。若し又書面を以て本人自身申込の場合は本項の委任狀は申すまでもなく不要であるが其の他は入用である。

ト、支給應の支給狀態證明書又は回答書、（之には何年何月分迄、何處の何人に支給済であるか、又現在受給權消滅、停止、又は差止になつてゐないこと、其の他何等の事故のないことの證明あるもの）

チ、生命保險金請求權を附帶擔保とする場合は、（この保險は契約後一年以上「簡易保險は一年半以上」又復活したるものは復活後一年以上）

（一）其の保險證券

（二）最近に拂込んだ保險料の領收證

（三）保險契約者及び保險金受取人を恩給金庫に名義變更請求書

（四）保險契約者の印鑑證明書。この場合に、もし契約者が被保險者と異なるときは被保險者の印鑑證明書も共に、又保險會社の異なるもの二以上を共に提供する場合は一會社毎に之れを要する。

この貸付は恩給、扶助料又は年金額の最高五年分以内の確定年金現價に基いて申込人の希望並に申込人の年齢、健康の狀態、職業の狀況、資金の用途等各種の事情を參酌考慮して何年分貸すを適當とするかを決定するのであつて、何人にも一樣に最高を貸す譯には行かない。併し、生命保險金請求權を附帶擔保とする場合は、生命に對する金庫の損失負擔の危険は免れるから、この場合は自然比較的長き年數を貸付け得ることとなるのである。

尙一般貸付中の特殊の取扱に特殊貸付といふのがあつて之れは

一、不健康者

二、六十五歳以上の者

- 三、妻たる扶助料受給者であつて四十歳未満の者
- 四、子たる扶助料受給者であつて、五歳未満の者
- 五、勳章年金の繼承者又は遞受者

に對する貸付を云ふのである。之れ等の人に對しては其の給與金の二ヶ年分以内の確定年金現價に限つてゐる。何故二ヶ年分以上を貸さないかに就て一言して置きたいことは、恩給金庫が、なんぼ公益的であり、社會性を負ふて居るとは云へ、國庫より補助金のある譯ではなし、營利を目的としないことは勿論ではあるが、自給自足の經營であるから、損失の危険があつて、經濟が立ち行かぬ様な貸方は出来ないし、又一部の人の爲めに負ふ損失を、他の部分の人に負擔せしむることも凡そその限度がある。尙成るべく早く恩給、年金をして本然の姿に立ち還らせることを趣旨とするのであるから、これ等の點を考慮して貸付の最高限度を決めたのである。言ひ換ふれば、不健康者、老幼者は死亡率の高い點に、又四十歳未満の未亡人は再婚に依つて受給權消滅の恐れが多分にあり、勳章年金の繼承者、遞受者は受給年限が限定されてゐると云ふ理由からである。

以上を以て一般貸付に就て一通り述べたが、次に特別貸付に就て述ぶることゝしやう。特別貸付

幼者は死亡率の高い等の點で（不健康者及六十五歳以上の者で生命保険金請求權を副擔保となす場合は例外がある）又四十歳未満の未亡人は再婚に依つて受給權消滅の恐れが多分にあり、勳章年金の繼承者、遞受者は受給年限が限定されてゐると云ふ理由からである。

特別貸付……これには裁定前の貸付と短期貸付との二種があつて、裁定前の貸付は豫想せられる恩給、扶助料に對し、普通貸付又は特殊貸付に依り貸付得べき金額の二分の一以内であり、又短期貸付は恩給、扶助料又は年金の一期以内給與金の前貸であることは、前に何れも第三「業務の種類と其の内容」の部に於て述べた通りである。其の借入申込の手續、差出書類は一般貸付と略ぼ同様であるが、裁定前の貸付には恩給證書の提出が出来ない。其の代りに裁定廳か又は恩給請求書經由の最終の官廳に於て、給與確實なりと認めた旨の證明書又は恩給額の推定計算書を要するので申込人が其の官廳から貰ひ受けて差出すことが、借入の速進上最も都合がよいのであるが、併し、借受人としてはこの證明を貰ふことが面倒と思つたならば、金庫に依頼してもよいのである。

又扶助料に就ては關係戶籍謄本を差出せば、大抵之に依り判明するから、裁定官廳の證明書なくとも、金庫に於て扶助料請求方を代辨し、貸付得る場合が多いのである。

以上を以て各種類別申込手續の概要は終つたのであるが、更に肩替りに付述べれば金庫に於ける貸付は、恩給、扶助料又は年金を擔保とすることを絶対條件として居るのであるから、必ず給與證書を預かなければならないのである。従つて從來金融業者其他に給與證書を預けて金融を受けてゐた人は、債務殘額と引替でなければ其の給與證書を手に入れることが出来ないであらう。さらば如何にして之を金庫に肩替りするかであるが、之に就ては肩替希望者が債權者と協議して、債權者と同伴で金庫に出向き、金庫にて借入決定の上、現金受領の際、債權者へ債務殘額を手渡しする條件を以て、債權者から金庫に證書を渡すこととせばよいのである。尤もこの場合は金庫に對し債權者と債務者と連名にて「自今兩者間に恩給(扶助料又は年金)に關する債權債務關係は全部解消した」旨の覺書を差出すこととなつてゐる。

尙この場合に、債權者と債務者とが遠隔の地に在るとか、又は其の他の理由で、同道で金庫へ出頭することの困難な人もあるであらう。かゝる場合は**通借肩替**の方法に依る外はない。この場合は、債務者から債權者に書面を以て交渉協議を遂げ、債務者から金庫に對する給與證書以外の借入申込書類一切を金庫に送る一面、債權者からは右に對する給與證書(保險證券も附隨してゐて、之を金

庫に對し副擔保とする希望ならば同保險證券と、其の契約者及保險金受取人を金庫に變更請求書並印鑑證明書等保險に關する一切の書類を添へ)を金庫に送附し、尙前述の連名覺書に、「金何圓を債權者何某へ金庫から直接送付することを依頼する」旨を債務者に於て奥書調印して差出せばよいのである。扱て又、これ等肩替に就て、債務者と債權者との間に、或は高利に對する割引とか、又は手数料割引とかの點に於て協議が調はず、兩者共に困ると云つた様な場面ともならば、金庫に於ては、之に對する相談保があつて、兩者の中間に立つて、最も**適正妥當なり**と信ずる處に基いて、協議の調ふ様、斡旋の勞も執るのである。

尙注意を要するは、この肩替の場合に於ても債權者が社會事業團體又は産業組合以外のものであるときは、第三に述べた所の貸付最高限度を越ゆることは出来ないことである。

第四「恩給金庫利用者の恩典と特例」中、肩替に關する特例の部に於て述べた一部、即ち從來社會事業團體に於て、恩給、扶助料又は年金を當てに金融してゐたものゝ肩替に付ては特に金庫との協議に依つて、便宜方法を講じたものもあつて、金庫に於ける貸付金額も亦一般制限を超過して認め居るのである。この圈内に在る人は同團體に對し金庫への肩替を申込みばよいのである。

「注意」尙茲に注意の爲め附言したきは、以上何れの貸付に於ても、短期貸付以外は、貸付金額中より、補償料を差引徴収することである。即ち、申込人側から云ふならば、愈々借入が決定し、手取りとなる現金の高は、其の際金庫に對し差出すべき所定の借用證書面金高中より、補償料を差引いたものとなるのである。そして補償料のことに就ては第三に於て既述した通りであるから同部を参照されたい。

以上の如くして、金庫に於ては借入申込を處理する次第であるが、金庫取扱のモットーは親切丁寧、そして即決主義を原則としてゐるのである。尤も込み合の場合とか、特に手の掛る調査を必要とする場合とかは、申込即日解決に至らないこともあり得るのである。併し、かゝる例外の場合を除いては大抵即日貸付を完了し、顧客をして無駄足を踏ませず、又窓口に長く待たせることのないやう心掛けて居るのである。

以上に依つて、借入申込より現金受授に至るまでの手續を述べたが、之等の事項中には所謂貸借契約の約款となるべき事柄も含んでゐる。併し、其の後、完済に至るまでの間、相互に守らなければならぬことを約束する種々の権利義務がある。之等は併せて契約約款となるのであつて、其の

詳細に就ては本書附録に示して置いたから之を参照されたいのである。

四、寄託の引受手續

給與金寄託の要項は、第三「業務の種類と内容」に於て述べた通りであるが其の手續に就ては定期寄託であつても、又特別當座寄託であつても、貸付に於けるが如き申込書は入用としない。唯給與證書を差出し(書留郵便を以て送附せらるゝも可)、其の旨を告げらるればよいのであつて、金庫は之に對し契約書二通を作成し、相互調印の上、一通を寄託者に、他の一通を金庫に取り置いて、互に之を證として保管するのである。そして其の際、金庫は爾後寄託者が寄託金の引出に用ふる印章を所定の用紙に押捺して貰ひ、之を恩給證書と共に嚴重に保管して、引出請求に對する照合に備へるのである。

尙地方廳支給のものは、其の請求及受領方を金庫に代理せしめると云ふ委任狀——それは大抵一通を以て一會計年度分繼續委任とする——を必要とする。この場合は金庫に於て寄託者に其の旨を申出るから、其の際寄託者は委任狀に調印すればよいのである。其の他寄託契約の詳細なる條項に就ては、之亦本書附録に示して置いたから参照されたい。

福岡支店	熊本縣	佐賀縣	長崎縣
(小倉出張所)	鹿兒島縣	大分縣	宮崎縣
(鹿兒島出張所)		沖繩縣	
仙臺支店	宮城縣	福島縣	山形縣
(小樽出張所)	北海道	青森縣	
京城支店	朝鮮		
臺北支店	臺灣		
(臺南出張所)			
大連支店	關東州	滿洲	支那

以上要するに、恩給金庫は、其の設立の目的と使命とに鑑み、業務上には内容を充實して、利用者、便益供與を圖り、取扱上には親切丁寧を信条として、而も即決主義を採り、迅速果斷、以て顧客をして待合時間を空費せしめないやう、従事員を訓練し、顧客の秘密は之を嚴守するは勿論、設備の上には恩給證書其の他の書類の保管を絕對安全と爲し、地域的には各所に支店出張所を設けて其の普

遍化を企圖し、其の他公益的社會性に稽へて萬遺漏なきに努めて居るのであつて、現に其の誕生以來既に着々と業績を擧げ、益々進展を見つゝあるのであるから、年金、恩給受給者各位は宜しく安心して、「吾等の金庫」と云ふ氣持で心置なく利用されんことを、こゝに御勧めして本稿を終る次第である。

尙終りに附加へて申上げて置きたいことは、近來恩給金庫より借入手續を專問とする、「ブローカー」を生じ、甘言を以て恰かも恩給金庫と何等か連絡あるかの如き言辭を弄し、受給者を欺き不當の手續料を徴する悪徳紹介人が出現して居るやうであるが、恩給金庫は右等の者とは何等の關係なきのみならず、寧ろ仲介業者の介在を嚴重に忌避する方針であるから、其の旨御含を願ひたい。

附 錄

恩給金庫法

(昭和十三年三月三十一日法律第五十七號)

第一章 總 則

第一條 恩給金庫ハ法人トス

第二條 恩給金庫ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク

恩給金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置シ又ハ官廳其ノ他ノ機關ニ其ノ業務ノ執行ニ關スル事務ノ一部ノ取扱ヲ委託スルコトヲ得

第三條 恩給金庫ノ資本金ハ三千萬圓トシ之ヲ三十萬口ニ分チ一口ノ金額ヲ百圓トス但シ資本金ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

政府ハ五百萬圓ヲ限り恩給金庫ニ出資スベシ

第四條 恩給金庫ハ出資ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ出資證券ヲ發行ス

第五條 恩給金庫ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

出資者ハ恩給金庫ニ拂込ムベキ出資額ニ付相殺ヲ以テ之ニ對抗スルコトヲ得ズ

第六條 出資者ハ恩給金庫ノ承認ヲ經テ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得

第七條 拂込ヲ怠リタル出資者ニ對シ恩給金庫ガ一月以上ノ相當ノ期間ヲ定メ拂込ノ請求ヲ爲シタルニ拘ラズ出資者ガ拂込ヲ爲サザル場合ニ於テ持分ノ讓渡ヲ恩給金庫ノ原簿ニ登錄シタル後二年ヲ超エザル讓渡人アルトキハ恩給金庫之ニ對シ期限ヲ定メ拂込ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ最モ先ニ滯納金額ノ拂込ヲ爲シタル讓渡人ハ其ノ持分ヲ取得ス

前項ノ規定ニ依ル出資者及讓渡人ノ拂込ナキトキハ恩給金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ該持分ヲ賣却スルコトヲ得賣却ニ依リテ得タル金額ガ滯納金額ニ滿タザルトキハ從前ノ出資者ヲシテ其ノ不足額ヲ辨濟セシムルコトヲ得其ノ者ガ二週間内ニ之ヲ辨濟セザルトキハ前項ノ讓渡人ニ對シテモ其ノ辨濟ヲ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ恩給金庫ガ損害賠償及定款ヲ以テ定ムル違約金ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

第八條 恩給金庫ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目 的

二 名 稱

- 三 事務所ノ所在地
- 四 資本金額及資産ニ關スル事項
- 五 役員及會議ニ關スル事項
- 六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
- 七 恩給債券ノ發行ニ關スル事項
- 八 會計ニ關スル事項
- 九 公告ノ方法

定款ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第九條 恩給金庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十條 恩給金庫ニハ所得稅及營業收益稅ヲ課セズ

北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ恩給金庫ノ事業ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコト

ヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋群島ニ於ケル課稅ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 恩給金庫ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 恩給金庫ニ非ザル者ハ恩給金庫又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第二章 役員

第十三條 恩給金庫ニ理事長一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第十四條 理事長ハ恩給金庫ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ恩給金庫ヲ代表シ、理事長ヲ輔佐シテ恩給金庫ノ業務ヲ掌理シ、理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ、理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ恩給金庫ノ業務ヲ監査ス

第十五條 理事長、理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ズ

恩給金庫ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間恩給金庫ノ理事長、理事及

監事ト爲ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第十六條 理事長及理事ハ他ノ職業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 恩給金庫ニ評議員二十人以内ヲ置キ主務大臣之ヲ命ズ

評議員ハ業務經營ニ關スル重要事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブ
ルコトヲ得

評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ三年トス

第三章 業 務

第十八條 恩給金庫ハ左ノ業務ヲ行フ

- 一 恩給法ニ依ル恩給ヲ擔保トスル貸付
- 二 勳章年金(以下單ニ年金ト稱ス)ヲ擔保トスル貸付
- 三 恩給法以外ノ法令(地方公共團體ノ條例ヲ含ム)ニ依ル恩給ヲ擔保トスル貸付

四 恩給及年金ノ代理受領並ニ受領シタル金銀ノ寄託ノ引受

五 前各號ノ業務ニ附帶スル事業

第十九條 恩給ハ其ノ裁定前ト雖モ給與ヲ受クベキコトノ確實ナルモノニ付テハ之ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ爲ス貸付ノ金額ハ裁定後ニ爲ス貸付ノ標準金額ノ半額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十條 恩給金庫ハ先ヅ恩給又ハ年金ノ支給金ヲ以テ貸付金ノ元利ニ充當スベシ

前項ノ規定ニ依リ充當ヲ爲シタル殘餘ノ貸付金ニ付テハ恩給金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ債權ヲ拋棄スルコトヲ得

第二十一條 恩給金庫ハ其ノ債權ヲ確保スル目的ヲ以テ命令ノ定ムル所ニ依リ債務者ニ代リテ恩給及年金ニ關スル請求其ノ他ノ行爲ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 恩給金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

- 一 國債、地方債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ取得ヲ爲スコト
- 二 大藏省預金部若ハ銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト

第二十三條 恩給金庫ハ資本金ノ十分ノ一以上ノ拂込アリタルトキハ其ノ業務ヲ開始スルコトヲ得

第四章 擔保ノ效力

第二十四條 擔保ニ供セラレタル恩給又ハ年金ハ恩給金庫ノミ其ノ支拂ヲ求ムルコトヲ得

第二十五條 公務員(之ニ準ズル者ヲ含ム)ガ其ノ受クル恩給又ハ年金ヲ擔保ニ供シタルトキハ其ノ效力ハ其ノ遺族ノ受クベキ恩給又ハ年金ノ上ニ及ブコトナシ

遺族ガ其ノ受クル恩給又ハ年金ヲ擔保ニ供シタルトキハ其ノ效力ハ擔保ニ供シタル者ノ後順位者ノ受クベキ恩給又ハ年金ノ上ニ及ブコトナシ

第二十六條 恩給ヲ擔保ニ供シ恩給金庫ヨリ貸付ヲ受ケタル者ハ其ノ債務ノ完済ニ至ル迄ハ其ノ恩給ヲ受クルノ權利ヲ拋棄スルコトヲ得ズ

第二十七條 再就職其ノ他ノ事由ニ因リ恩給ガ改定若ハ更正セラレ又ハ年金ガ進級増額若ハ更正セラルル場合ニ於テ恩給金庫ガ改定、進級増額又ハ更正前ノ恩給又ハ年金ニ付擔保權ヲ有スルトキハ恩給金庫ハ當然新恩給又ハ新年金ノ上ニ擔保權ヲ有ス

第二十八條 恩給ヲ擔保ニ供シタル者再ビ就職シ恩給ヲ停止セラルル場合ニ於テハ恩給金庫ハ恩給

ノ支給金ヲ以テ辨濟ヲ受クベキ金額ノ範圍内ニ於テ其ノ者ノ受クベキ俸給中ヨリ貸付金額ノ辨濟ヲ受クルコトヲ得

第二十九條 恩給又ハ年金ヲ擔保トスルニハ其ノ證書ヲ恩給金庫ニ交付スベシ但シ恩給ノ裁定前豫メ之ヲ擔保トスル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十條 恩給ノ裁定前豫メ之ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲シタルトキハ恩給金庫ハ遲滞ナク裁定廳ニ其ノ要旨ヲ申告シ置クコトヲ要ス

第三十一條 前條ノ規定ニ依ル申告ヲ受ケタル件ニ付恩給給與ノ裁定ヲ爲シタルトキハ裁定廳ハ恩給證書ヲ恩給金庫ニ交付スベシ

第三十二條 裁定ヲ經タル恩給又ハ年金ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲シタルトキハ恩給金庫ハ遲滞ナク恩給ノ裁定廳又ハ賞勳局及支給廳ニ其ノ旨ヲ申告スベシ擔保權ノ消滅シタルトキ亦同ジ

第三十三條 恩給金庫ニ擔保ニ供セラレタル恩給又ハ年金ニ付證書ノ再發行ヲ爲ス場合ニ於テハ新證書ハ之ヲ恩給金庫ニ交付スベシ擔保ニ供セラレタル恩給又ハ年金ヲ改定、進級増額又ハ更正スルニ當リ新ニ證書ヲ發行スル場合亦同ジ

第三十四條 本章ニ規定スルモノノ外恩給又ハ年金ノ擔保ノ實行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 恩給債券

第三十五條 恩給金庫ハ拂込資本金額ノ十五倍ヲ限り恩給債券ヲ發行スルコトヲ得但シ其ノ貸付金及所有ニ係ル有價證券ノ現在高ヲ超過スルコトヲ得ズ

第三十六條 恩給債券ハ額面金額五十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

恩給債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第三十七條 恩給金庫ハ恩給債券借換ノ爲一時第三十五條ノ制限ニ依ラズ恩給債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ恩給債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊恩給債券ヲ償還スベシ

第三十八條 恩給債券ハ賣出ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第三十九條 恩給金庫ニ於テ恩給債券ヲ發行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四十條 恩給債券ノ消滅時効ハ元金ニ在リテハ十五年、利子ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第四十一條 所得税法、資本利子税法及有價證券移轉税法中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ恩給債券ニ之ヲ準用ス

第四十二條 本章ニ規定スルモノノ外恩給債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 會計

第四十三條 恩給金庫ノ事業年度ハ一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄トス

第四十四條 恩給金庫ハ毎事業年度ニ於テ準備金トシテ剩餘金ノ十分ノ一以上ヲ積立ツベシ

第四十五條 恩給金庫ハ成立後二十事業年度ノ間ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ政府ノ出資ニ對スル剩餘金ノ配當ヲ減額シ又ハ之ヲ爲サザルコトヲ得

第四十六條 恩給金庫ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス

出資者及債權者ハ業務時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第七章 監 督

五〇

第四十七條 恩給金庫ハ内閣總理大臣及大藏大臣之ヲ監督ス

第四十八條 恩給金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第四十九條 恩給金庫ハ毎事業年度ノ初ニ於テ貸付利率ノ最高限度其ノ他貸付ニ關スル條件ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第五十條 主務大臣ハ恩給金庫ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十一條 主務大臣ハ特ニ恩給金庫監理官ヲ置キ恩給金庫ノ業務ヲ監視セシム

第五十二條 恩給金庫監理官ハ何時ニテモ恩給金庫ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

恩給金庫監理官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ恩給金庫ニ命ジテ業務及財産ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

恩給金庫監理官ハ恩給金庫ノ諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第五十三條 役員ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキ

ハ主務大臣ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第八章 罰 則

第五十四條 左ノ場合ニ於テハ恩給金庫ノ理事長、理事又ハ監事ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 本法ニ規定セザル業務ヲ營ミタルトキ

三 第二十二條ノ規定ニ違反シ業務上ノ餘裕金ヲ運用シタルトキ

四 第三十五條又ハ第三十七條第二項ノ規定ニ違反シ恩給債券ノ發行ヲ爲シ又ハ償還ヲ爲サザルトキ

五 主務大臣ノ監督上ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

六 第五十二條ノ規定ニ依ル恩給金庫監理官ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ命ズル報告ヲ爲サザルトキ

第五十五條 左ノ場合ニ於テハ恩給金庫ノ理事長、理事又ハ監事ヲ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

五一

- 一 本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ
 - 二 第四十六條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備置カザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ
- 第五十六條 第十二條ノ規定ニ違反シ恩給金庫又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

第五十七條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前三條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

第五十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ恩給金庫ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第六十條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル後出資者ヲ募集スベシ

第六十一條 設立委員ハ出資者ノ募集終リタルトキハ出資申込書ヲ主務大臣ニ提出シ設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク出資第一回拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第六十二條 出資第一回ノ拂込完了シタルトキハ出資者ノ總會ヲ招集スベシ

前項ノ總會終結シタルトキハ恩給金庫ハ之ニ因リテ成立ス此ノ場合ニ於テハ設立委員ハ遲滯ナク其ノ事務ヲ恩給金庫理事長ニ引繼グベシ

第六十三條 本法ニ規定スルモノノ外恩給金庫設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十四條 登録稅法中第六條ノ二ヲ第六條ノ三トシ第六條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第六條ノ二 恩給金庫カ恩給債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ

- 一 恩給債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込 毎回拂込金額 千分ノ二
- 二 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止 每一件 金十圓

從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各號ノ登記ヲ受クルトキハ每一件金二圓ノ登録稅ヲ納ムヘシ

第六十五條 登録稅法第十九條第七號中「産業組合」ノ上ニ「恩給金庫、」ヲ、「産業組合法」ノ上ニ「恩給金庫法、」ヲ加フ

第六十六條 印紙稅法第五條中第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五ノ二 恩給金庫ノ發スル出資證券又ハ貸付業務ニ關スル證書帳簿

恩給金庫貸付約款

五四

- 第一條 恩給金庫トノ資金ノ貸借ハ本約款ニ據ルモノトス
- 第二條 債務者ハ本約款ニ定ムル一切ノ債務ニ付キ當金庫ニ對シ其ノ有スル恩給、勳章年金ヲ擔保ニ供シ當金庫ハ完済ニ至ル迄債務者ニ給與セラルベキ恩給、勳章年金給與金ヲ支給期毎ニ直接支給廳ヨリ支給ヲ受ケ左ノ順序ニ依リ辨済ニ充當スルモノトス
 - 一 補償料
 - 二 第十三條ノ規定ニ依ル費用
 - 三 利息
 - 四 元金
- 第三條 利息ハ年六分ノ割合ニ依リ支拂フモノトス
- 第四條 債務者ハ補償料トシテ金 圓 錢也ヲ借入金受領ノ際支拂フモノトス
- 第五條 債務者ガ就職シタル爲メ擔保ノ目的タル恩給ガ停止トナリタルトキハ當金庫ハ債務者ガ

該就職ニ因リ受タル俸給中ヨリ直接辨済ヲ受クルコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル辨済期ハ俸給支給ノ月トシ各月ノ辨済額ハ俸給月割額ノ十分ノ三以内ニ於テ當金庫之ヲ定ム但シ一ケ年ノ辨済額ガ恩給年額ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

第六條 擔保ノ目的タル恩給、勳章年金ガ全部停止トナリタルトキハ前條ノ場合ヲ除クノ外停止解除ノ時ニ於テ元金殘額ニ停止期間中ノ利息及停止ニ因リ延長セラレタル辨済期間ニ對スル補償料ヲ加ヘタル額ヲ元金トシテ別ニ補償料ヲ徵收スルモノトス

第七條 擔保ノ目的タル恩給ガ國稅徵收法又ハ國稅徵收ノ例ニ依リ差押ヘラレタルトキ及恩給年額ニ減少アリタルトキハ前條ニ準ジ補償料ヲ徵收スルモノトス

第八條 恩給ノ改定、更正又ハ勳章年金ノ進級、増額若ハ更正等ニ因リ恩給又ハ勳章年金ノ増額ヲ來シタルトキハ擔保ノ效力ハ當然増額ノ部分ニ及ブモノトス
前項ノ場合ニ於テ豫定辨済期間ノ短縮其ノ他ノ事由ニ因リ當金庫ガ利益ヲ得タルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ債務者ニ返還ス

第九條 債務者ガ附帶擔保トシテ生命保險金請求權ヲ提供シタル場合ニ於テハ保險契約者及保險

五五

金受取人ヲ當金庫ニ變更シ保險金請求原因發生シタルトキハ該保險金ヲ以テ債務ノ辨濟ニ充當スルモノトス

第十條 前條ノ場合ニ於ケル保險料ヲ當金庫ニ於テ拂込ヲ爲シタルトキハ其ノ拂込金ニ對シテハ年四分八厘ノ利息ヲ附シ貸付金完済後恩給、勳章年金給與金ヨリ徴收スルモノトス

第十一條 債務者ハ第九條ノ規定ニ據ル名義變更ニ要スル一切ノ書類ヲ當金庫ニ差出シ名義變更ニ協力スル義務ヲ負ヒ且該保險契約ニ付變更、解除若ハ失効等ノ原因トナルベキ行爲ヲ爲サザルモノトス

第十二條 裁定前ノ恩給ヲ擔保トシテ提供シタル場合ニ於テ債務者ガ裁定應ニ爲シタル請求ト異リタル恩給ガ裁定セラレタルトキト雖モ擔保權ノ效力ニ影響ヲ及ボサザルモノトス

前項ノ場合ニ於テ裁定セラレタル恩給ガ一時恩給、一時扶助料若ハ傷病賜金ナルトキハ豫想セラレタル恩給ノ種類ニ拘ラズ右恩給ノ給與金ヲ以テ一時ニ辨濟スルモノトス此ノ場合殘存辨濟期間ニ對スル補償料ハ之ヲ返還ス

第十三條 擔保ノ目的物ニ付テ法令又ハ契約ニ依リ定メラレタル諸手續其ノ他擔保物保存ノ爲メ必

要ナル行爲ハ當金庫ニ於テ之ヲ代行シ之ニ關シ要シタル費用ハ債務者ノ負擔トス

第十四條 債務者ハ債務完済ニ至ルマデ擔保トシテ提供シタル恩給ヲ受クルノ權利ヲ拋棄スルコトヲ得ズ

第十五條 債務者ガ國籍喪失・去家又ハ婚姻ニ因リ擔保ノ目的タル恩給ヲ受クルノ權利又ハ勳章年金ヲ受クル資格ヲ失フベキ場合ハ此等ノ行爲ヲ爲ス二週間以前ニ當金庫ニ通知シ改メテ辨濟方法ヲ協定スベキモノトス

第十六條 債務者ハ其ノ生命ニ對スル危險著シク増加スル職業ニ轉ジ又ハ外國ニ赴クトキハ豫メ當金庫ニ通知シ當金庫ノ要求スル擔保ヲ提供シ又ハ保證人ヲ立ツル義務ヲ負フ

第十七條 債務者ガ第五條ニ定メタル就職ヲ爲シ又ハ住所若ハ印鑑ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク當金庫ニ通知スルコトヲ要ス

第十八條 左ノ場合ニハ期限ノ利益ヲ失ヒ直ニ債務ヲ辨濟スルコトヲ要ス

一 第十一條、第十四條、第十七條ニ違反シタルトキ

二 第十五條又ハ第十六條ノ規定スル通知義務ニ違反シ又ハ辨濟方法ノ協定ヲ成立セシメズ若ハ

擔保ヲ提供セズ、保證人ヲ立テザルトキ

三 債務者ノ責ニ歸スベキ原因ニ因リ擔保ノ目的物ヲ消滅セシメタルトキ

四 前各號ノ外本約款ノ趣旨ニ違反シタルトキ

第十九條 前條ノ場合ニ於テハ債務者ハ債務完済ニ至ルマデ債務殘額ニ付年一割ノ割合ニ依リ損害金ヲ支拂フモノトス

第二十條 債務者ハ辨濟期ニ拘ラズ債務ヲ一時ニ辨濟スルコトヲ得此場合ニ於テ既ニ支拂ヒタル補償料ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ズ

第二十一條 債務ノ辨濟ヲ終リタルトキハ當金庫ハ貸借精算書ヲ作り借用證書、擔保證書其ノ他債務者ニ返還スベキ書類ト共ニ之ヲ債務者又ハ其ノ相續人ニ送付ス

第二十二條 債務者ガ借入申込ノ際虚偽ノ申告ヲ爲シタル爲メ當金庫ニ於テ損害ヲ蒙リタルトキハ債務者ニ於テ之ガ損害ヲ賠償スベキモノトス

第二十三條 本契約ニ關スル裁判管轄ハ當金庫ノ主タル事務所又ハ債務者ノ住所ニ近接セル當金庫支店所在地ヲ管轄スル裁判所トス

定期受託金取引約款 (證書裏面に印刷)

一、本受託金證書は給與金定期寄託契約書に基き作製するものに有之候

二、本受託金は當金庫の承諾なきに於ては期間内に御引出御斷申上候、又期限後の利息は御支拂不申候

三、本證書御紛失又は水火盜難に罹りたる時は速に其事由を當金庫に御届出相成度、満期後三十日を経るも尙御發見に至らざる時は契約書を御提示願ひ、保證人連署の領收證を以て元利金を御支拂可申上候

四、元利金御受取の場合には左の餘白へ御記名調印の上支拂を求められ度候、當金庫は豫て御届の印鑑に照し合せ之を證據として御支拂可申上、此手續を以て御支拂致したる上は本證書持參の何人たるを不問、且期日の前後に不拘其拂渡を有効とし、以後何等の故障を生ずるとも當金庫は其責に任じ不申候

五、本寄託金は當金庫の承諾あるに非ざれば賣買讓渡又は質入を爲すを得ざるものと御承知相成度候

特別當座受託金取引約款（通帳に印刷）

六〇

- 一、此通帳は給與金寄託契約書に基き作製するものであります。仍つて各項の規定を御承知下さる。
- 二、此寄託金を始めてなさる方は當金庫の定めたる印鑑用紙に住所姓名を記し之に御捺印の上御差出を願ひます。
- 三、給與金を當金庫が受取りますれば當金庫の受託金元帳に登記して置き此通帳御持参の時記入して差上ります。
- 四、受託金を御引出しの節は當金庫の定めたる寄託金受取證に豫て御届けの印形を押捺せられ此通帳と共に御差出下さる。
- 當金庫は豫て御差出の御印鑑と照合して相違なき時は拂戻高を通帳に記入し金員と共に通帳御持参の方に御渡し致します。
- 前文の手續に依り拂戻致しましたる上は後日に至り印形の盗用其他如何なる事故が発見されましても其の損害は寄託主に於て御負擔を願ひます。

五、利息は入金の日から御引出しの前日迄残高金拾圓以上に對し十二月に計算し残高に繰入ます。

但し残高の拾圓未満の端數には利息を附かせぬ。

- 六、利息の割合を改正しましたときは當金庫の揭示場に表示致します。
- 七、此寄託金は讓渡又は質入せらるゝことを御斷り致します。
- 八、此通帳は寄託金受渡の證據となるのですから汚損又は紛失なさらぬ様御注意願ひます。
- 九、此通帳若しくは御届けの印形を水火盜難其他の事由に因り喪失せられたる時又は改印、改名、轉居等なされたる節は速に當金庫へ御届出を願ひます。若し御届出なきか又は遅延の爲めに損害が生じましたならば寄託主に於て御負擔を願ひます。
- 十、前項通帳喪失の場合は契約書を御提示願ひ相當手續済の上當金庫の元帳に依り現在高を記入したる新通帳を御渡し致します。此場合には舊通帳は無効となります。
- 十一、寄託主に於て萬一此規定に違背せられ又は注意を怠られたる爲に起つた損害に對しては當金庫は一切其責に任じませぬ。

六一

恩給法抄

六二

第十一條 恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ズ但シ特別法ノ定ムル所ニ依リ恩給金庫ニ擔保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ違反シタルトキハ裁定官廳ハ支給廳ニ通知シ恩給ノ支給ヲ差止ムベシ

恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ差押フルコトヲ得ズ但シ國稅徵收法又ハ國稅徵收ノ例ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附 則 (昭和十三年法律第五十六號)

第一條 本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和十三年勅令第三百八十一號ヲ以テ昭和十三年六月一日ヨリ施行)

第十一條第二項ノ規定ハ恩給金庫設立後三年間之ヲ適用セズ

宮内省恩給令抄

第八條ノ二 恩給ヲ受クルノ權利ハ一身ニ專屬ス但シ恩給金庫法ノ定ムル所ニ依リ恩給金庫ニ擔保

ニ供シ又ハ第十條及第十一條ノ規定ヲ適用スルコトヲ妨ケズ

恩給ヲ受クルノ權利ヲ讓渡ノ目的ニ供シタルトキハ恩給ノ支給ヲ停止ス

前項但書ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外之ヲ擔保ノ目的ニ供シタルトキ亦同シ

國有鐵道共濟組合規則抄

第二十五條 給付ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ズ但シ恩給金庫法ノ定ム

ル所ニ依リ年金ヲ受クルノ權利ヲ恩給金庫ニ擔保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ違反シタルトキハ年金ノ支給ヲ停止シ又ハ給付ヲ爲サザルコトアルベシ

六三

昭和十四年三月二十日印刷
昭和十四年三月二十五日發行

非賣品

恩給金庫の話

編輯兼
發行者 三崎園 樂

印刷者 三芳宗重 郎

印刷所 東京市麹町區有樂町二丁目九番地
會社名 三勇 舍

東京市京橋區新川一丁目五番地

發行所 恩給金庫

751
285

751
285



